

## 第7回農林・地域活性化WG

### 議事概要

1. 日時:平成22年12月21日(火) 11:00~13:00

2. 場所:永田町合同庁舎 第1共用会議室

3. 出席者:

(委員) 吉田誠(主査)、青山浩子、大社充、小松正之、齊之平伸一、澤浦彰治、穂積亮次、本間正義、渡邊佳英

(政府) 園田大臣政務官(WG主査)

(事務局) 松山事務局長、小田審議官、船矢参事官、越智室参事、野村企画官、堂野企画官

4. 議事内容

○小田審議官 それでは、まだお見えでない委員もおいでになりますけれども、ただいまから第7回の農林・地域活性化WGを開催いたします。

本日は石森委員、白倉委員、野高委員、速水委員、星野委員、ご欠席でございます。澤浦委員、渡邊委員も遅れてのご参加となります。

冒頭、園田主査から、ひと言ご挨拶をお願いします。

○園田政務官 本日は年末の大事な時期に、お忙しいところ、お集まりをいただきましてありがとうございます。

前回11月16日、第6回のWGが開かれましてから、それぞれ農林検討会については5回の個別検討会、あるいは地域活性化検討会については1回ということで、各委員の皆さま方には精力的にご審議をいただいております、本当にありがとうございます。改めて感謝を申し上げたいと思っております。

前回、少し申し上げた部分もございますが、改めて私から政府の動き、国会等の動きということでご紹介を2~3させていただきたいと存じます。

前回にも申し上げましたけれども、持続可能な力強い農業を育てるための対策を講じるということで、11月26日には、総理大臣を本部長といたしまして、全大臣を構成員といたします「食と農林漁業の再生推進本部」の設置が閣議決定されたところでございます。これを受けまして、11月30日の午前中には第1回の会議、同日の夕刻には諮問機関でございます「食と農林漁業の再生実現会議」が開催されております。これにつきましては、今後、来年6月をめどに基本方針、10月をめどに行動計画を策定する予定になっております。

それから、11月29日、経済産業大臣が議長を務める国内投資促進円卓会議がございまして、そこで「日本国内投資促進プログラム」が策定されました。この中におきましては、企業立地を阻害する規制項目について、行政刷新会議で方針を決定するよということ

で、その要請を受けたところでございますので、またこの分科会・WGにおいてもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

それから、内閣官房の地域活性化統合事務局というのがございまして、そこで担当されております、いわゆる総合特区でございますが、これに関しても規制・制度改革について、地方公共団体等からの提案に基づき、各省に検討要請いたしたところでございます。これらの項目の中には、全国一律に推進すべきものもありまして、また逆に、当分科会・WGで検討中の項目の中には特区で推進すべきものもありますので、そういった点では、規制・制度改革担当事務局と地域活性化統合事務局との間でしっかりと連絡・調整を行ってまいりたいと思っております。そういう意味では分科会長であります平野副大臣は総合特区も担当しておりますので、きちんと両者が規制・制度改革と総合特区との関係で連絡を密にとれるものではないかと考えているところでございます。

一方、民主党のほうでございまして、けれども、「成長戦略・経済対策PT」の下で設置された「総合特区・規制改革小委員会」というところがございまして、そこにおきましては、大塚前副大臣、この前分科会長を筆頭に、党の立場からも様々なご提言をいただくことになっておりまして、また、閣議決定事項のフォローアップについても、各省ヒアリングなど精力的に党のほうでも行っていただいているということでございます。

今後、皆さま方のご検討いただいた項目を中心として、各省との調整なども精力的に行っていかなければいけないと思っておりますので、また委員の皆さま方のご尽力、そしてまたこのWGでの吉田主査を中心にいたしまして、さらなるご審議をお願い申し上げて、まずはご挨拶にかえさせていただきたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

○小田審議官 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に1点ご報告をさせていただきます。12月16日に開催されました第5回規制・制度改革に関する分科会について、2点ご報告をいたします。

1点目は、検討項目の追加でございます。既に委員の皆様にはご連絡を差し上げてございますが、このWGにおきまして、水産業の関係の規制・制度改革も改めて検討を進めることにいたしました。

その構成員といたしまして、政策研究大学院大学の小松正之教授に新たに加わっていただくこととなりました。お手元の資料1に、新しい名簿をお付けしてございます。この水産関係につきましては、既に12月17日に第1回目の個別検討会、これは本間先生と小松先生で開催をさせていただいております。

それでは、小松先生から、ひと言ごあいさついただけますか。

○小松委員 今、ご紹介いただきました小松でございます。

現在、政策研究大学院大学で主に外国人の方にリーダーシップとネゴシエーション、それから海洋政策を研究し、教えております。もともとは30年強、農林水産省、特に水産庁におきまして、国際交渉が主でした。サケ・マス交渉、クジラの交渉、カツオ・マグロ交

渉をやりまして、国内もほとんど全国、その後、漁村を回ってみました。私自身、漁村の生まれなのでございますけれども、田舎が岩手県でございますが、年々元気がなくなって、何とか自分でも東京にいながらお手伝いできないものかと、こう思いまして、自分では全力を尽くしているところではございますけれども、今回こういう非常に責任のある会合の委員として参加させていただきますので、皆さまのお力を得ながらさらに頑張ったいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○小田審議官 ありがとうございます。

それでは、2点目でございますけれども、この3つのWG以外にアジア経済戦略、金融等の検討分野がございます。これにつきましても、16日の分科会で審議が行われました。人材、物流・運輸、金融、IT、住宅・土地の5つでございます。それぞれ取りまとめ委員からの検討状況のご報告をいただき、活発な意見交換をしていただきました。こうした検討分野につきましては、3つのWGとともに、今後、継続的に審議を行っていただき、来年3月の閣議決定を目指すということでございます。

以上でございます。

それでは、早速、審議に移らせていただきますが、本日の議事次第につきまして、まず簡単にご説明いたしますと、まず最初に、このWGにおける「基本的考え方」についてご審議をいただきます。引き続きまして、3つの検討会の検討結果について、農林と地域活性化の2つの分野につきましては、それぞれ15分程度、新しく開始していただいた水産業の検討会については10分程度、それぞれ取りまとめ委員からのご報告をいただき、その後、それぞれ10分程度の質疑応答を予定してございます。

農林及び地域活性化分野は今回のWGで取り上げる項目の確定をできればしたいと考えてございます。水産業分野につきましては、所管省に意見照会をかけた項目を中心にご説明をいただければと考えております。その後、既に閣議決定されております事項のフォローアップについて事務局から説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、議題2の「基本的考え方」について、お手元の資料2、「農林・地域活性化WGにおける基本的考え方」でございますけれども、こちらにおいて、このWG共通の問題意識、各分野における改革の方向性をお示ししてございます。これは3月に閣議決定を行う政府としての方針には個々の検討項目に加えまして、基本的考え方、この資料に盛り込まれております内容や考え方を踏まえた文書も閣議決定に盛り込みたい、このように考えているところでございます。

それでは、最初に資料2につきまして、事務局からご報告をいたします。

○堂野企画官 「基本的考え方」について申し上げます。

このペーパーは、各委員の方々の意見を踏まえまして、取りまとめ委員の方を中心に作成いたしました。後ほどご議論の中で、取りまとめ委員の方々からご発言もあろうかと思っておりますので、簡潔にまずは申し上げます。

まず（問題意識）でございますが、少子高齢化、グローバルイゼーションの進展による

産業構造の変化は、とりわけ地域経済に深刻な影響を及ぼしている。

地方都市においては、地域産業の弱体化、雇用・就業機会の減少を招き、中心市街地の空洞化とスプロール化の進行、都市機能の衰退や財政負担の悪化が懸念されるほか、農山漁村では、少子高齢化の進行がとりわけ急速であり、コミュニティ機能の維持の面でも深刻な問題となっている状況でございます。

4つ目の「○」ですが、こうした状況を受け、地域の課題を克服、活性化を図るためには、地域の特性に応じて、地方公共団体や住民等が創意工夫によって地域資源の活用を図ることが重要で、そのために意識改革と規制・制度の見直しが必要といったことなどを指摘してございます。

下の2つの「○」ですが、これは水産業について述べておりまして、水産資源の状態が極めて悪化している中で、諸外国に比べまして、我が国では法制度面など立ち遅れ、具体的かつ有効な政策が実行されていない状況にある点などを指摘してございます。

以上が全体の問題意識でございます。

1枚おめくりいただきまして、これを受けました（改革の方向性）といたしましては、まず農林業では、我が国の農業が魅力ある成長産業、グローバル産業へと転換するためには、足かせとなっている規制・制度を見直し、競争環境を整備する必要があり、2つ目の「○」で、そのための政策展開では、農業経営の多層性と多様性を十分に認識した多層ごとの明確なビジョンを示すことが肝要で、その実現のために選択肢の多様化や各層ごとの的確な施策を展開すべきである点を指摘してございます。

具体的には、①で、最適な経営規模を有する経営体については、輸出促進のための環境整備などにより、国際競争力を有する農業経営主体の中核として育成支援することが必要である。

②自立的経営をめざす中小規模の経営体に対しては、農地集積の迅速な推進などを通じ、日本農業の主要な経営主体として育成支援が必要であります。

さらに③の零細兼業農家を中心とした小規模な経営体では、従前の補助金等による保護施策から脱却し、経営者の意思に基づく多様な選択肢を示すことが必要で、以下でその施策等について言及してございます。

次に④では、地域のリーダーとなる優秀な人材の育成・確保の必要性について。

さらに⑤では、地域の主体性・特性等を尊重した施策が必要で、国から地方自治体への権限と財源の移譲の必要性について指摘してございます。

さらに⑥では、生産者と流通事業者間のリスク・コストの適正な分担等が不可欠である点などについて言及してございます。

これらの施策のうち、本会議では、主に①、②、④、⑤、⑥の観点から検討するとしてございます。

一番下に林業がございまして、こちらは山林では、豊富な森林資源がありながら、林業の生産性が低く資源を十分に活用できていない。必要な規制が欠けており、必要な間伐が

行われず放置されているなど、国土保全の上でも問題であり、森林の適切な管理が必要である点を指摘しています。

1 ページおめくりいただきまして、一番上の「○」以下ですが、このため、効率的に林業を行えば事業として成り立ちうる山林と、条件が厳しく事業として林業が成り立ちにくい山林とを区別して、それぞれに合った手だてを講じるが必要で、以下、そのための施策などについて言及してございます。

次の地域活性化ですが、こちらは自然、文化、観光、商業、工業など多様な側面があるため、幅広く取り組んでいく必要があるとの認識の下で、1つ目の課題としましては、地域にはその土地固有の歴史、文化、芸術、自然など独自の魅力を発する資源があるにもかかわらず、人にあまり知られていないことが少なくない点、また、その活用も限られていることを指摘してございます。

2つ目ですが、農業・林業をはじめ地域に根付いたあらゆる産業との組み合わせに多くの可能性を秘める観光業や、中心市街地の活性化、製造業の競争力向上に資する様々な業規制の見直しについて言及し、3つ目の課題として、外国人旅行者への訪日観光を容易にする諸手続の簡素化や、グローバルに共通する新たな魅力の創造などについて挙げてございます。

次に水産業でございますが、水産業の再生のために、取り組むべきこととして、第一に水産資源の回復であり、2つ目の「○」の第2に、「自国内の水産資源については、国もしくは国民のものである」として、法的に位置づけ、全てのステークホルダーが水産資源の管理に関与すべきと指摘しております。

第3には、漁業協同組合経営の透明化・健全化の必要性であり、4つ目の「○」で指摘してございます養殖制度の見直しも含め、以上の複雑な課題を総合的に解決するためには、漁業関連法制度について全面的な改正を行い、併せて関連の規制を大幅に緩和、廃止するなどについて言及してございます。

簡単ですが、事務局からは以上でございます。

○小田審議官 ありがとうございます。

続きまして、この件につきまして、意見交換をしていただければと思いますが、大体25分程度でございますので、40分ぐらいをめどに意見交換をお願いしたいと思います。

○穂積委員 農林業の部分の2ページ目でありますけれども、下のほうに、①、②、③で経営体ごとの規模等に応じたそれぞれの施策が書いてあるのですが、③のところの出だしなのですが、「経営体数においてはその大半を占めるものの、保有農地面積と生産量においては、ごくわずかなシェアでしかない零細兼業農家」と書いてあるのですが、ここに入れる必要はあえてよくわからないのですが。

○小田審議官 吉田主査。

○吉田主査 あえて入れたのは、基本的に零細兼業農家は大体品目によって違いますが、7割から8割を占める部分もあると。その対応について、いわゆる産業施策の面と産業施

策でない、どちらかという社会的施策という面と両方あるという認識があるのですが、その前に産業施策としてではなくてという部分に関しては、実は生産力に相当な影響が出るのではないかという懸念の意見も結構聞きますので、その辺は意外と少ないということを一応ここで書いておこうという意識ですね。

○穂積委員 趣旨はよくわかるのですが、ちょっと違和感が残るんですね。あえてそれを、ほかのところは書いてないので、そういう意味での農業生産に占める比重を書かれて、そういう心配はないよということの意味だと思うんですけども。

○吉田主査 若干意識過剰な面はあるかもしれないですね。ちょっと見直しをしてもいいかもしれません。

○穂積委員 特にごくわずかなシェアでしかないから何なんだという。

○吉田主査 ちょっと刺激的ですね。

○穂積委員 趣旨はよくわかるのですけれども、以上です。

○澤浦委員 3ページの④のところなのですが、ここで地域のリーダーを育てるための重要性というのが書いてあって非常にいいことだと思っています。具体的に農業者大学校、農業大学校等ということで、2つだけ挙げてしまうと、何となくこの2つにターゲットが絞られちゃうのかなという気がしますので、ここはあえて外しておいたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○青山委員 私も同じ箇所なのですが、3ページの④の人材の育成のことです。この項目自体は非常に重要だと思うのですが、この④のことが、具体的な検討項目としては挙げられていないのでは？と思います。ただ、それは別として、このように多層化した農家の現状と目指すべき方向性がこれだけはっきりと描かれたというのはすごくいいことだと思います。私自身も大変理解ができました。

以上です。

○小田審議官 齊之平委員、今の関係でございませうか。

○齊之平委員 違う観点です。

○小田審議官 ちょっとだけいいですか。今の澤浦委員と青山委員のご意見については、何か吉田主査ございませうか。

○吉田主査 今回、基本的考え方、かなり書き込みが多くなっているのですが、皆さんの意見をもとに、できるだけ誤解、いわゆる項目だけしか出ないというので誤解を生みやすいということが今までの経験からもあるので書き込んだのですが、具体的に書いたほうがわかりやすいだろうと書き込んだところで議論してない部分があるんですね。例示をいくつか挙げているのですが、この部分については、今のような意見もいろいろあると思うので、少し議論が不足している部分については削ってもいいかなというふうには考えています。

○小田審議官 それでは齊之平委員、恐縮です。

○齊之平委員 地域の活性化を今読んでみまして、1つ気がついたのでですけど、今、例えば中学校で農業の体験学習をやっていますし、商店街の空き店舗で大学生がそこで実際に物を売ってみるといこともやっています。教育が、将来の日本をつくっていく上で非常に重要だと思いますので、地域の資源と教育を結びつけるということが必要ではないかと思えます。

○小田審議官 今回の齊之平委員のご意見について、何か事務局、あるいは渡邊委員からございますか。

○渡邊委員 よろしいのではないかと思います。賛成です。

○小田審議官 大社委員、何かございますか。

○大社委員 特に異論はございません。

○小田審議官 ほかいかがでございますか。特に追加のご意見等はございませんでしょうか。

それでは、想定よりも短い時間ではございますけれども、吉田主査のほうから何か最後にまとめか何かでございますでしょうか。

○吉田主査 今回、今の基本的考え方を読ませていただいて、かなり議論の背景と基本的なビジョンの部分が具体的になったということで、今までよりも少し前進できたのではないかと考えております。本当にありがとうございました。

○小田審議官 ありがとうございました。それでは、今いただいたようなご意見も踏まえて、具体的な修文は、吉田主査と事務局、地域の関係もありますので、渡邊委員ともご相談をさせていただいて手直しをさせていただくということでよろしく願い申し上げます。

それでは、次の議題に入らせていただきますので、お手元の資料のご確認をお願いしたいのですが、今の資料2の次からが次の議題でございます。まず農林関係でございますが、資料3-1が検討項目の一覧でございます。これはこれまでの検討会での審議を踏まえて検討項目を整理したものでございまして、農林のほうにはございませんが、後で見ていただきますと、地域活性化のほうでは中期検討項目というものも含めた整理になってございます。

次の資料3-2、地域のほうは後で見ていただきます4-2は、規制評価シート、これはそれぞれの項目につきまして、所管省からの回答そのものでございます。

次の資料3-3、地域のほうは資料4-3になりますが、規制・制度改革検討シートでございます。これが先ほど私から申し上げました、例えば資料3-3の1番目が「認定農業者制度の見直し」でございますが、4ページを見ていただきますと、一番最後に「改革案」というのがございます。これが閣議決定を目指すものという構成でございます。

この資料3-3の後ろに、ご確認いただきたいのですが、資料4-1として「地域活性化分野における検討項目一覧（案）」、下のほうに「中期的検討項目」というのが付いてございます。資料4-2が、地域活性化関係の〈規制評価シート〉（各府省作成）、資料4-3が「規制・制度改革検討シート（案）」でございます。

その後、少し資料をめくっていただきまして、資料5、6とあって、参考資料1、参考資料2、参考資料3がございます。それでは、まず農林検討会につきまして、取りまとめの委員でございます吉田主査から、15分程度で検討会での結果についてのご報告をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○吉田主査 農林のほうは、先ほどからご紹介もありましたけれども、検討会を5回というところで、今までにない密度の濃いペースでやっていただきました。本当にありがとうございました。おかげさまで相当議論の深度も深まったのではないかと考えています。

改革案を全委員の総意でまとめていただいたのですが、先ほどの基本的考え方にも出ていましたように、今まで農業の議論が全国平均数値を基にした画一的な一般論としての農業という議論が多かったのですが、今回は農業を産業なり、ビジネスとしてとらえたときに非常に多様で多層な実態があると。それぞれの層ごとにしっかりと何を伸ばして、何を守って、どこを自然の市場等に任すのかといった具体的な議論がないと前進がないだろうということで議論をしていただいたという点が今回の議論の重要な点だったと考えております。

もう一つは、基本的考え方でも少し踏み込んだ部分、今後どうしていくべきなのか、どうなる可能性が高いのか。その辺のビジョンを示しながら改革の具体策を示さないと、また誤解や混乱を生むという今までの経験に基づいて、今回皆さんに議論していただいているという面でも大きな前進があったのではないかと考えております。

もう一つは、農業を語るときに、産業政策と、環境政策や社会政策や雇用対策という異なる政策的視点を混乱したまま議論はできないということで、それを明確に区分、認識した上で議論していただいたという点も特徴かと思っています。

もう一つは、農業経営者を特殊なものを見ずに、通常の産業、ビジネスの経営者と同じように見て、彼らの意思に基づく選択肢をできるだけ多様化していく。自由度を増すという点で、これまでの規制緩和の考え方というのが大体踏襲されているのではないかと考えます。

以上の点から、主立った項目についてご説明します。あまり長くなってもいけないので、資料3-2のほうが短いかと思しますので、資料3-2でご説明いたします。まず、「認定農業者制度の見直し」ということがテーマです。これについては、2つのポイントがありまして、1つは、金融公庫のL資金の貸付対象を絞るということで機能していた面があったのと、2点目は、認定農業者の認定を地方にかなり自由度、裁量権を持たしているという点です。それが非常に形骸化していると。なぜならば、農業の産業政策としてのビジョンの中で、認定農業者というのはどういう役割・機能を期待されているのか、もしくは果たすべきなのかということが明確になっていないということです。今回いったん見直し改革すべきか、いったんスクラップしてビルドしたほうがいいのかという議論があったのですが、今回は一応スクラップ・アンド・ビルドで、もう一回ビジョンとその中での位置づけ、これは認定要件、認定後の評価、支援措置、インセンティブの部分について根本的

に見直し構築したほうがいいだろうというのが改革の方向性です。

これに関しては、今のところ思わしい反応が返ってきてなくて、市町村に任せているというところで、答えがとどまっていて、本格的な議論のやりとりにはなっていないように感じております。

次のページの【農林・地域活性化 2】、「我が国酪農の競争力強化のための見直し」ということで、これはポイントが2つありまして、現在、指定団体を通じてさまざまな施策が行われているのですが、1つは全量委託というのが原則になっています。

2点目は、補給金の支給に関しても、団体等を通じて間接的に行われているということで、酪農経営者の選択の自由度をもっと増すべきだという議論が行われました。

今言った2つのポイントについて、少なくとも全量委託という原則を廃止すべきだということと、補給金についても、生産者（経営者）に直接支給されるべきではないか。これによって相当意識的・物理的に自由度が増すのではないかという議論がなされています。

次に少し飛びますが、次のページをめくっていただいて、【農林・地域活性化 5】というところで、「農業用施設用地の大規模野菜生産施設建設による農地転用基準の見直し」という項目がございます。

これは具体的に言いますと、施設栽培をする場合に、施設建設のときに、いわゆる農地の露地部分、地表をコンクリートで覆うということで、現在の制度ですと、これは農地転用しなさいという指導が来ることになっています。問題は2つあります。1点は、農地の概念、農地とは一体何なのかというところが明確になってない。これは時代とともに変わってきています。しかもそれは法律ではなく、農水省の課長通知によって動いてきている。本来、農地というのは地目でもないわけですよ。だからもう一回、農地とは農業生産を行う場所としての概念なのか、それとも形状が基準なのか、その辺が非常に国の課長通知を見ても揺れているわけです。今回の答えを見ても、どちらか明確でないというのが1点目の問題です。

2点目は、農業生産をコンクリートで張ったとはいえ、上で農業生産をやっているという状況の中で、農地転用をして農地を減らしていくという作業になってしまう。農業生産をしている限り、農地として保全しておいて、少なくとも将来、これが露地生産に切り替えることができるのであれば、農地面積の保全という視点を重視したほうがいいのではないかという議論がなされているのですが、これに対する明確な答えは返ってきていないという状況です。

現実に、我々農業現場、私も兼業農家ですし、今回、専業農家の澤浦さんも来ていただいています。少なくとも露地栽培に変えていくことについては、特段の問題はないケースも多いのではないだろうかと考えております。これも農業の基盤資源である農地というものの基本概念にかかわる問題で、意外と根深い問題になるだろうと考えています。

次に4ページ飛びますが、【農林・地域活性化 11】という項目をごらんください。

今回、農業の成長産業化というテーマにおいて、非常に重要な問題ですが、農地集積を

いかに進めて行くかという問題です。制度は整備されてきているのですが、実態として運用面でなかなか効果を発揮していないという問題があります。これについて現在、農地信託事業実施主体、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体という3つの事業があります。これについて、このページの一番上を見ていただくと、実はこの事業主体が限定されている。基本的には自治体以外では農協、NPOだけが事業主体となり得るということで限定されておりまして、農業生産法人や民間企業が実施主体になれないという共通の問題があります。

細かい点では、農地の所有の制限という問題があるのですが、下の規制改革の方向性のところを見ていただくと、改革の方向としては、これまでの農地、離農で耕作放棄地化された農地がある。それをどう処理しようかという受動的な対応が主だったと言えます。これを農地を集積したい。農業経営の規模の最適化を図りたいという情報のほうをスタート地点にして、そこをいかに今の農地制度、交換分合等も含めて、そうした農地集積を望む農業経営者に農地を集めて行くかという積極的な対応が必要ではないかという問題認識が基本にあります。

実は先週、私、ある農協さんを訪ねて、営農指導部の方々や組合長さんと話してきましたのですが、実は集積事業をしている農協自身も困っているんですね。農業委員会に、この農業集積事業の予算が配分されているのですが、予算の移動がないまま業務だけが農協に来ていると。農協さんもいろんな仕事をルーチンでやっていますので、なかなかそこに割ける事務量が少ない。結局農協さんが今の制度にのっとなって情報を集め、それを調整する人間を委嘱し、これまた農業委員会で調整してもらおうという作業のタイムラグの間、約半年近くなるころもあると思うんですが、この間に今までは自由だった相対の農地の貸し借りの動きが止まってしまっているというのが現状のようです。逆にこの制度が農地の集積化の足かせになっているという現状もあるということですね。

もう一つは、なぜ農協とNPOに限定されているのか。ここが大きな問題として認識されております。これに対して国のほうの今の制度設計は非営利団体だからという理由なのですが、これも検討会のほうで議論になりまして、例えば農協で言いますと、農協法第8条の営利行為の禁止規定があるのですが、これはあくまで組合員に対しての非営利。最大利益をできるだけ組合員に還元して、なおかつ最大の奉仕をなさいという規定ですね。この規定は対外的に非営利を意味するものでもないし、中立性や公共性、公益性を担保するものでもないのです。この農協が「非営利」だからということで、農協にだけ業務委託できるとか、事業主体になれるという法律はこれ以外にもたくさんあります。この根本的なところの認識を今回改めてもらう必要があるのではないかという問題認識です。

もう一つは、その集積業務に関して、本当にそのノウハウと機動性を持っているのは誰なのかということを見たときに、農協が組合員一人一人の農業経営という営利活動を補完する営利活動を行っている組織であることは間違いのないわけです。これは農協が悪いとかというような議論ではなくて、農協は本来そういう組織であり、零細農家が民間企業や大規

模農家と伍していくための組織として設立されたものです。その認識のもとに農協の営農支援機能を再生・強化していただきたいという思いがあるわけです。ということで、営利組織である農協ができるのであれば農業生産法人もできるだろう。民間の企業がやってもいいのではないかということになるわけですね。先ほどの「非営利」についての誤った認識で、どうも議論がおかしくなっているのではないかと考えています。

これについても、今のところかみ合った議論というのは進んでおりませんが、ここは是非農地集積をいかに早くするかというところが、今の農業経営の現況打破のための非常に基盤になるところですので、是非取り上げていただいて折衝していただきたいと考えています。

次に【農林・地域活性化 21】というものがございまして。これは「中小企業信用保険制度に農業、林業、漁業を追加」ということで、これははっきりしてしまっていて、農水省等からの答えは、農業サイドで独自の信用保険制度がありますよと、だからいいんじゃないですかと。もう一つは、中小企業庁からの答えは、農水省次第ですねという答えなのですが、基本的にはここは経営者の選択肢を増やすと。特に農業経営は、今、ビジネス化していく1つの要件として、加工であるとか、直売であるとか、経営の多角化というのが1つの大きな要素になっています。これによって付加価値が上がって収益性が非常に上がるというのが現状です。この中で、もう一つ、注意しなくてはいけないのは、例えば農業生産法人要件の中で、全体の50%以上が生産の収益でないといけないという規定もありますし、そこら辺の絡みもあるのですが、少なくとも農業経営の多角化を考えたときに、経営者側がどちらも使えるという状況にしておくのが必要だろうと。これは決して両方存立させても何ら支障がなくて、より選択肢を増すだけのメリットがあるという考え方をしております。

次に林業に入ります。ナンバーでいきますと、【農林・地域活性化 26】。これは「林業用種苗の見直し」ということでテーマが設定されております。

問題点は、ちょうど真ん中の規制改革の方向性のところにまとめられています。1点は、種苗を配布する区域が定められていますので、地域間の移動が行えない。現実には、大規模な経営者の場合、自分の保有林は地域を越えていますので、越えて展開されていますと、それに対して対応できない。2点目が、価格形成に関しても、ここに書いてある林業用樹苗標準価格調整会議等で決定されているために非常に硬直的になっている。3点目、造林補助事業の対象となる植栽本数というのが実は決められておまして、現在できるだけコストダウンしようとしている経営者たちが、少数間伐や短期間主伐といういろいろな造林方法を考えているのですが、そういったビジネスモデルの展開の足かせとなっているという3点の問題があります。このため、経営者の選択性、自由度を増すために、こういった3つの点について規制緩和すべきだという議論をしております。

これについては、林野庁も一定の理解を示しておまして、今後もう少し煮詰まった議論をしていけば、ある程度のめどがつくのではないかと考えております。

次に【農林・地域活性化 32】、「森林簿整備の促進」ということで、これの問題点は、実は森林台帳の根幹にかかわる問題で、具体的に申し上げますと、実際に造林計画とかいろいろな事業を進めていく上で、森林簿に関するデータがなかなか明確にならないということと、一番明確になっている固定資産税データ、固定資産税データというのは一番調査能力が高く、きめ細かいデータがあるのですが、これとの相互交換ができないということで事業の推進の支障となっているという部分です。

そのために、今回の議論で、1つは、森林簿の法定化によって固定資産税データとのデータ共有ができるのではないかと。もう1つは、その土台になる地籍調査をできるだけ促進し、その調査結果と登記簿データとの統合化等を図っていくべきだという短期・中長期の提案をしているということです。

これについては、農水省だけではなくて、総務省も絡んでくる。いわゆる固定資産税データに関する守秘義務というのは非常に強いものですから、ここら辺のやりとり。今のところ所有者がOKすれば見れますよという答えしか返ってきてないのですが、これはあくまで仕組み化するべきだろうという議論を進めてもらったところです。

以上、主立ったもののご報告をいたしました。

ただ、1点だけ要注意なのですが、項目の中に、農協からの信用共済事業の分離という議論があるのですが、これに関してもいろいろな議論がなされておりますが、項目だけ一人歩きすると2つの問題が出るだろうとの懸念が出されています。

1つは、何のための議論なのかという点です。それは農業経営の将来にどういう影響を及ぼすのか、農協の再生・強化につながるのか、単純に金融の側面から見たイコールフットィングの話なのかといった疑問に対する議論がひつようではないかということです。もう一つ、これを将来的に実現していくにしても、準備期間が必要であり、計画的、段階的にいろいろな対応をしていった上での提案であるという部分がなかなか伝わりにくい。この辺についても今後慎重に注意しながら、なおかつ、しっかりと本意を理解してもらうような議論と発表の仕方が必要ではないかと考えております。

以上です。

○小田審議官 ありがとうございます。

それでは、10分程度、短い時間ではございますが、意見交換の時間をとりたいと思います。よろしくお願ひします。本間委員。

○本間委員 最後のところですが、農協の信用事業と共済事業の経済事業からの切離しという非常に大きな問題でして、ただ、これは急に出てきた話ではなくて、数年来、自民党政権のときからの議論として非常に長い時間かけて議論してきたという経緯があるわけですね。ただ、唐突にこういう形で出てきますと、無用な混乱が起きることも確かですし、従来の議論ですと、むしろ農協改革はこういう方向づけ、念頭には分離・分割みたいなことを置きながら、例えば農協への第三者監査を導入するだとか、そういう形での攻め口もあるだろうということをやってきました。今回は新たな民主党政権の下で、むしろこれま

でよりも規制改革が進みやすいと、個人的にはそう思っていますけれども、そういうところも含めて、まずは正攻法で行って見ますが、変化球というのも幾らもあると思うんですね。ですからそこはいろんな形で、ここでは金融関係のイコールフットィング、ほかの金融業は、金融業以外のものは営んでないわけですから、その攻め口というのは論理的に正しいわけですがけれども、農協自体の活性化、組合員のための農協になっているかどうかということも含めて議論になるところだと思っています。そういう意味でちょっと補足しました。

もう一点、農業関係のところは、細かいところから大きなところまで、非常に幅広くありますので、そのあたりは何をとって、何を今後の課題にするかということも含めて、我々委員の中で、長期戦のもの、短期決戦のものということに分けて念頭に置いて議論して、上のほうにも上げてほしいなという感想を持っています。

以上です。

○小松委員 今の点なんですが、水産業のほうは今作成段階ではありますけれども、漁業協同組合は農協とほぼ同じ性格を持っています。ただ、極端に違うのは、漁業権を保有している。これも大問題ではあるのですが、この信用事業に関しては、こちらのほうでは、今のところ分離の要求の書き方はしていませんで、信用事業そのほかの経済事業を明確に経理を部門別に明らかにしてくださいと。それから、漁業権と密接に絡むと思われるのですが、いろんなその他収入があって、漁協が本来の事業では赤字なのですが、黒字に転換しております。その中のその他の収入の一部、相当あると思うんですが、信用事業での上からのほうからの揺り戻しで漁協が農中のほうからお金が配当金として来て黒字になっているという部分もございしますので、基本的には情報開示。

それから、今、本間委員がおっしゃったような、漁業のほうでは第三者、公認会計士の監査、これをきちんと導入してくださいというふうにしておりますので、いずれの段階かで、もしかすると平仄の問題が出てきたときに、ぜひこの点をご念頭に置いていただきたいと思います。

○小田審議官 ありがとうございます。穂積委員。

○穂積委員 農協の問題なのですがけれども、整理をしていただきたいことは、基本的な考え方の冒頭の4つ目の「○」の最後のところで、「なお、規制・制度については、国のみならず、地方自治体や慣行等によるものも多い。この点でも関係者の総意で取り組むことが期待される。」と書いてありまして、規制・制度改革に関する基本的なターゲットというか、焦点をこういうふうに絞られているのですが、ほかの農林業の部分については、国の規制や法制度、あるいは様々な自治体の慣行を取り上げているのですが、農協の取り上げ方をこの規制・制度の文脈の中でとり上げる際の立場、農協というものの自体の組織実態に踏み込んでいくわけですので、どういう角度といいますか、原理からこの中で農協の信・共分離問題を取り上げるのかということについてはきちんと整理をしないと、それこそ一人歩きをしてしまうのではないかと考えています。もしその点で、本間先生や吉田さんのほう

で、お考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○吉田主査 1つは、おっしゃるとおり、その点は欠けていると思っています、基本的考え方に関して。今回の項目見ても、農協の部分だけ突出。

○穂積委員 ちょっと異様なんですね。

○吉田主査 前回のときは、本間先生が先ほどおっしゃったように、今までの経緯踏まえて、農協問題はいくつかきちんと段階別があったんですね。今回これだけぽんと委員のほうから振ってきたということで、少し違和感がある並びになっています。多分基本的考え方あたりで、そこら辺のスタンスは明確にしなくてはいけないだろうと。これはあくまで今回は、農業を成長産業にしていくという中で議論が基本になっていますので、その中で農協がどういう役割を果たすべきなのか。今の現状の中でどういう問題を持って、それをどういう弊害になっているのか。それを修正、解消して、逆に機能を強化していくという部分で視点を挙げないといけない。

もう一つは、その背景にある今の制度の枠組みの中で、何が支障を来している原因になっているのかというところは今までも議論されているところですので、そこら辺は少し整理して、前向きなポジティブな役割を果たしてもらうためだということでは強調しなくてはいけないのではないかと思います。

○本間委員 穂積委員が指摘された「国のみならず」のところで言いますと、農協法自体は国の法律で決まっているわけで、ただし、さっき言った他業禁止うんぬんのことで言いますと、他業を行うことによって、イコールフットィングの話もあるのですけれども、抱き合わせ販売、強制販売のようなことは、もちろん独禁法違反、公取にひっかかりますが、それが慣行等を含めて当然のごとく行われている実態も上がってきているわけです。氷山の一角ではありますけれども、それがどこまで根が深いかということも知る必要があるわけで、そういうことも含めて、実態と法律の適用と、それが許しているわけではないけれども、慣行的に行われているような不都合ということも併せて読み取っていただければというのが、この問題意識のところだと思います。

○澤浦委員 今、本間先生が言ったように、抱き合わせ販売とか、そういった課題が現場では多分あると思うんですね。そのときに、信用事業と共済事業を分離していくという中で、気をつけなくてはいけない点は、片方では6次産業化とかいろんな農業が付加価値をつけていこうという動きが出ていて、他業でも、例えばソニーが銀行を経営していたり、そういったところも出てきて、総合化していろいろな伸びている部分もあると思うんですね。ですから問題になる部分と、これから農業を基盤としたいろいろな業務、伸びている部分等を少し整理して考えていかないとうまくいかないのかなと感じています。それを一緒にしてしまうと、分離することで伸びていく成長点まで摘まれてしまうのか、そういう心配が片方であって、問題になる部分と、これから成長していく部分もあり、そのためにどうするかということと一緒に整理していくと、方向性が明確になってくるかなと感じています。

○吉田主査 整理する上で2つの視点が重要かと今のところ考えています。1点は、今の澤浦さんの議論との関連があるのですが、1つは農業の成長産業化のためには、少なくとも生産側、もう一つは生産者を支援する関連ビジネスの部分、この両方のプレーヤーをいかに多様化していくかということです。しかもそれがそれぞれ自立したビジネスとしての連携をとらなくてはいけないと思っています。いずれも補助金づけだったり、過剰な保護の下にあったりしたもの同士の連携は意味がないだろうということで考えると、金融も別に今の農協金融だけではなくて、さまざまなプレーヤーが農協金融でなくて、農業金融の世界に同じような形で支援として、若しくはビジネスとして入ってきて、生産者もしくは原材料提供者等と絡んでいくというふうにするのがいいのではないかという1つの考え方があるのだらうと思っています。

もう一点は、ここはなかなか我々自身も意識を変えなくてはいけないと思っていますのですが、戦後の日本における組合のバリューチェーンが果たしてきた役割は大きいのは事実なんです。ただ、その結果、現在の組合制度、単協から全国の連合会に至るヒエラルキーが固定化してしまっていて、それをすべて前提として我々が考えてきていると。特に問題は、組合員主導の組合、組合員からして必要な組合はつくればいい。必要がなくなれば廃止すればいいというぐらいの組合員のイニシアチブというか、主体性、自律性というのをもう一回取り戻すのはなかなか難しいのですけれども、原点に戻って、組合員のための組合だということから今の問題点をすべて見ていくべきだらうと考えます。

○小田審議官 時間でございますので、青山委員のご発言を最後にさせていただきますか。

○青山委員 具体例、経済効果のところがございますね。基本的な考え方の次ですね。そこに、今、吉田主査おっしゃった別の農協への加盟や新しい農協をつくるというのは農家の自発的な意思でやられたら非常にいいと思うんですが、実際問題、それをできる農家の方はまだ少ないと思うんですね。今回のこの項目で言っていることは、営農事業、経済事業をもっと力を入れてくださいという思いもあるかと思うんですね。その具体例、経済効果の中に、経済事業にもう少し本来の力を入れるべきとかということがあって、なおかつ、やる気のある人は別の農協をつくってもいいのではないかというような、これだと今までの農協は駄目だからやめてくださいよみたいなことしか書かれていないので、本来の農協の役割を果たしてくださいということも期待効果の中に入れてほしいのではないかと思います。

以上です。

○小田審議官 ありがとうございます。

それでは、まず基本的考え方なのですけれども、これは来年1月、またWGでご議論をいただくということでございますので、ここで出たご意見も踏まえて、主査とご相談をさせていただきます、改めて1月にご議論をいただければと思います。

吉田主査、最後に何かございますか。

○吉田主査 今、頂いた意見をもとに、基本的考え方、改革の方向性についてはもう一回練り直しを少しさせていただいて、また検討会でも議論をさせていただいた上で、次回のWGへ出させていただきたいと考えています。

○小田審議官 ありがとうございます。

それでは、次に地域活性化分野に移らせていただきたいと思います。渡邊委員から、15分程度でご報告をお願いできればと思います。

○渡邊委員 地域活性化の検討会取りまとめの渡邊でございます。地域活性化分野の検討項目は、これまで36項目ありましたが、各省の意見を踏まえまして、検討会で議論した結果、現在、24項目となりました。減少した項目の内訳は、中期的検討項目への変更が7項目、他項目への統合が2項目、税制にかかわる内容であるため、規制・制度改革の対象として取り扱うことができないという回答が出て対象外となったのが3項目でございます。

地域活性化分野では、検討の視点として、「地域資源の掘起こしと一層の活用促進」、「地域の自律的発展を促進する制度的枠組みの見直し」、「訪日外国人誘致に資する観光基盤の整備」の3つを掲げて、検討項目の具体的な議論を行ってまいりました。

例えば、1の「稼働中の産業遺産の世界遺産への登録」に関しましては、今月の初めに運輸大臣が北九州の稼働遺産の見学等をされ、法的な整備を進めるという前向きなご発言もいただいております。

また、24の「民間事業者によるカジノ運営の解禁」については、各省ともに否定も肯定もされていませんので、そういう面で、どなたかが旗を振れば前に進むというような感じでございます。

検討項目の資料4-1と検討シートの資料4-3につきましては、事務局より説明していただきたいと思います。

○事務局 それでは、大変僭越ではございますが、事務局より補足説明させていただきたいと思っております。

資料は、お手元の検討項目一覧をごらんください。最初の視点であります「地域資源の掘起こしと一層の活用促進」に関する項目といたしまして、1～5番まで挙げてございます。地域にはその土地固有の歴史、文化、芸術、自然など独自の魅力を発する資源があり、そうした地域資源が必ずしも十分には活用されておられません。そのため、既存の規制・制度を見直し、それらの地域資源を最大限活用するための仕組みを住民、事業者、NPO、地方自治体等が一体となって創り上げることが、地域活性化のための第一歩となると考えております。

先ほどもご紹介がございました1番の「産業遺産の世界遺産への登録」に関していえば、これは西欧以外で初めての工業化を遂げた日本の産業遺産を活用しようとするものです。現在、世界遺産への登録に係るユネスコ審査の前提といたしまして、その遺産が法律によってしっかりと価値保全される仕組みが必要となります。例えば九州・山口の近代産業遺産群は、稼働中の産業遺産に当たり、現在の文化財保護法で価値保全することはできず、

世界遺産登録への道が途絶えております。他国の例を見ても、世界遺産を文化財保護法以外の法律で保全しているケースは少なくありません。そこで稼働中の産業遺産を対象に、文化財保護法以外の法令による保全方策に関する検討を行うとともに、世界遺産登録推薦に係る新たなプロセスの構築など、検討の必要があるとしたところでございます。

これ以外にも、日本の伝統構法による木造建造物の魅力を活かした地域づくりや、水辺を活かすための河川護岸や橋の設置に係る規制・制度改革を掲げております。

続きまして、2番目の視点でご紹介ありました「地域の自律的發展を促す制度的枠組みの見直し」に関する項目といたしまして、6～21番まで挙げてございます。

地域資源を経済活動に結びつける上では、様々な観点で業規制の大幅な見直しが必要と考えております。以下、5つのポイントがございますので、かいつまんでご紹介させていただきます。と思っております。

1つ目は、地域主導の観光業の育成です。農山漁村体験型等顧客ニーズの多様化を受けまして、農業・林業を始め地域に根づいたあらゆる産業との組合せに多くの可能性を秘めておりますが、現実には、さまざまな取組を阻害するような規制・制度がいくつも存在しております。

例えば6番にございます「着地型観光に即した各種業規制の見直し①－旅行業法 第3種旅行業者の適用除外等－」に関していえば、受入地主導で「着地型観光」への取組を進める際、現行の「旅行業法」では十分な対応ができない状況がいくつか生じております。さらに具体的に申し上げますと、旅行者に対する交通機関や宿泊施設の手配には、旅行業者の登録が必要ですが、地域の限られたリソースでは、現行の旅行業許可の取得において、人材・コストの面で多大な負担となっており、地域資源を活かした体験型旅行ツアーなどが思うように実現できないといったことなどです。また、農山漁村体験型旅行を行う際に、農家等に宿泊する「民泊」のケースも考えられますが、現在、旅行会社は旅行業法の法令遵守の観点から「民泊」を旅行ツアーに組み入れることをちゅうちょするケースがあります。したがって、都市・農村の交流促進、地域活性化の観点から「旅行業法」を時代に即した形へと見直していく必要があると考えております。

2つ目のポイントは、地域の農産物を活用する観点です。地域からの要望を受け、農産物を原料とする酒類卸売業免許の取得要件である販売見込数量基準の緩和といたしまして、8番に「酒類の卸売業免許の要件緩和」を掲げております。これにつきましては、12月16日に開催された第5回分科会を受け、政務の指示より、国際的な経済連携の観点から酒類の卸売業免許の取得要件の1つである需給調整要件の見直しについても検討することといたしております。

3つ目のポイントは、中心市街地活性化の観点です。地域のにぎわいづくりのために、道路使用許可の弾力的運用やアーケードに添架する装飾等の運用緩和を掲げております。さらに、水辺による観光振興の観点から、屋形船などの船舶に係る検査内容の緩和や航路申請の弾力化を掲げております。

4つ目のポイントといたしまして、地域に根づいた中小・中堅企業の育成を掲げております。コミュニティ・ファイナンスや事業承継問題の対応など、幅広く対応していくことが期待されております。

5つ目のポイントといたしまして、産業の空洞化が叫ばれる中、地域の立地特性を活かした工場誘致についても、製造業の競争力向上の観点から、幾つかの規制の弾力化を掲げております。

最後、22～24番の項目に関しましては、「訪日外国人誘致に資する観光基盤の整備」に関する項目となっております。

新たな需要・雇用を創出する上では、訪日外国人旅行客の誘致に大きな期待がかかります。より多くの外国人旅行客に何度でも日本を訪れてもらえるような諸手続を簡素化するとともに、我が国独自の魅力を世界に伝え、また、グローバルに共通する新たな魅力の創造にも取り組むことがますます重要と認識しております。

事務局からは、以上でございます。

○渡邊委員 以上、地域活性化の分野でございます。地域ごとに持っている多様な資源を活用いたしまして、内外の交流人口を増加させるとともに、需要と雇用の創造を図り、地域の自律的な発展を図っていききたいという各委員の想いを込めまして、改革案を整理させていただいたところでございます。

以上、私のほうから報告させていただきました。

○小田審議官 ありがとうございます。

それでは、10分程度の時間ではございますが、意見交換をしていただければと思います。

○大社委員 宿泊施設のことで「民泊」というのをどういうふうにするのかというのが課題として挙がっていたと思うんですけども、それは全体の項目から消えて、中期的な検討項目として「旅館業法の所管のあり方」のほうに含まれていったと認識してよろしいのでしょうか。

○事務局 今の質問、民泊に関してでございますか。

○大社委員 民泊施設。

○事務局 その件に関しましては、資料でご説明いたしますが、14ページ、15ページをごらんいただければと思います。旅行業法ということで、当初予定させていただいておりました検討項目のものをこちらのところに統合させていただいております。こちらの改革案にお示しいたしておりますとおり、1つは、第3種旅行業者の適用除外等に関する検討内容、もう一点は、「旅行業法」において、旅行業者が扱うことのできる宿泊施設について、旅館業法に規定する旅館業に限定しないことを周知徹底すべきであると。また、最後には、旅行業者が「旅行業法」として扱うことができる宿泊施設に民泊を含めることを検討すべきであるという形で統合させていただいております。

○大社委員 そのときに参加してなかったんですけども、旅行業法の中に全部位置づけるというのは現実的には無理があると思いますね。ただでさえ、何でもそうですけど、例

えば業界がありまして、ところが現実的に動いているのは業界の範囲を超えた活動がどんどん進んでいっていると。だから新たなカテゴリーが必要ですよというところになっているのに、旅行業法の枠内へ全部押し込めるという動きがあるんですね。これが一番まずいと私は思っていて、さらにそこに宿泊まで組み込むという考え方は逆行というか、現実と違う方向に向かっているというふうに認識せざるを得ないので、ここはよく検討、改良が必要ではないかと思います。

○越智室参事 こちらの部分につきましては、取りまとめの渡邊委員とご相談の上で、改めて大社委員ともご相談をさせていただきたいと思います。

○渡邊委員 この項目は突き詰めていくと、国土交通省の観光庁の役割の問題になると思っております。現在、旅行業法は観光庁の所管、旅館業法は厚生労働省の所管となっております。

○大社委員 そうです。

○渡邊委員 現在の旅館業法は厚生労働省の所管なので、公衆衛生の観点の主としており、観光振興の観点には全く立っていないわけです。このような問題は、国土交通省として観光庁がどうあるべきか、ということにまで議論の水準を高くしなくては、改革できないのではないかと思っております。その辺りについては、園田政務官にもご検討頂きたいと思っております。

○大社委員 今、ご説明聞いて流れが了解できました。ただ、そういう話になっている観光というのはあらゆる産業、それこそ農業も含めてですけれども、あらゆる産業が全部かわってくることになりまして、観光における規制緩和はどういうことを求めているかという、本来の業、例えば農業事業者は本来の業をやっておられると。しかしここが参入障壁になる。漁業事業者さんは本来漁業をやっている、ここが参入障壁になるというのは観光の分野でいけるところの一番の問題なんですね。つまり本業ではないんだけど、専門的にやっている人たちが圧倒的に、特に地域においては多いわけですね。単純に言いますと、例えば1反歩お米つくって、収量で10万とか12~13万ありますよと。こういう方々が体験旅行を受け入れますよという話になって、1人2,000円で50人来ました。これは10万円超えますというように、つまり1次産業やっている人がある意味で、3次産業(サービス産業)、そういったものに参入をしていくというような、既存の業態でない業態をつくっていくというのが地域地域で新たに起こっていて、そのときに、例えば自分のところのつくったお野菜を農業事業者でないから、子どもたちにカットさせて、それを食べさせるというのでお金は取れないとか、旧来の専門でない人たちが新たな業態を拡大してやろうとしているところにひっかかってくるのがあらゆるルールであるというのが観光の1つの特徴だと思うんですね。ですから、そう言い出したら全部観光にかかわってくるんじゃないのと。全部所管は観光庁にするべきよねというふうにもならざるを得ないのかなという気もいたします。

○小田審議官 本間委員。

○本間委員 今回の絡みで言うと、いろんな農家が既に本業よりも、例えばグリーンツーリズムとか民泊が主になっているという部分もありますし、そういうことを薦めもしているわけです。6次産業化なんていう言い方も含めてなんですけれども、私なんか都市近郊の農家は、単に観光農業だけではなくて、つくり方を教えるとか、農業の楽しみ方を教えるとか、まさにサービス業の展開があるわけで、そういうものをどこで、どういうふうな形で規制していくかという意味では非常に大きな検討課題だと思いますので、なるべくそのあたりは使い勝手のいいような制度にしていただければと思っています。

○吉田主査 行政の現場にいた感覚から言うと、実は逃げたいときは、本法のほうで、若しくは本条例のほうで無理ですと。これだけ変えるというわけにいかないというのが1つの手なんです。先ほど大社さんおっしゃったように、実は国自らが新しい分野にコントロールしようとする、実は個別法をつくっているんですよ。農業でも見るとすごい数の法律を1つの事業のために法律ができていくというパターンもあるんですよ。だからその使い分けなので、まさしく新しいビジネスモデル、事業モデルに関して推進するということは、個別法をつくって、本法との整合性をとっていく。本法のほうは最終的にまとめて改正するときに、そこの修正部分をやってもらうという手法で推していただいたほうが。本法だと去年見直しましたと、しばらく見直しませんという議論になる。実際、国がやっている事業ごとの法律も結構ありますので、そういう手法を念頭に置きながら、今後、折衝していったほうがいいのかというふうには思います。

○小田審議官 ほかにご意見ございませんでしょうか。

ではここで地域活性化分野について分科会委員の大上委員からご意見を頂戴しておりますので、簡単にご紹介させていただきます。

○船矢参事官 大上委員は、本日出席するつもりだったところ、所用があって出席できなくなったということで、是非お伝えをいただきたいというメッセージを仰せつかりましたので、簡単に内容をご説明いたします。

産業遺産登録につきましては、既に話題になったかと思いますが、大上委員から、非常に歴史的な意義があると。わずか50年の間に急速な重工業化を非西洋で初めて遂げたという、そういう遺産群を産業遺産という考え方で保護するための新たな制度を構築することが重要ですということで、発端から言うと、釜石のたたら製鉄の技術というのがあって、それとともに、西洋の本を参考に地元の鉄鉱石、木炭と小川の水で鉄を作った釜石の高炉が、今度は九州の八幡製鉄の高炉で筑豊の石炭と満州国の鉄鉱石、遠賀川の水をポンプでくみ上げ、最後はドイツ人高級技術者ができなかった日本の風土に合わせて鉄作りを、それまでに一連のシステムを含む技術伝承で成し遂げたもの。そういう歴史、ストーリーのある話なのだとすることを強調されております。

それから、もう一つ、萩の反射炉から三菱重工長崎造船所に至る、これも一連の伝承というストーリーがあるということでありまして、それで、制度的には、稼働中のものについては文化財の指定が受けられなくて、文化財の指定を受けないと、今の日本の政府の方

針では、ユネスコへの登録申請すらできないという、そういうことになっていますので、これについては、新たな枠組みの下で、大上委員の提案によると、内閣府の下で、新たに仕組みと組織を構築する必要があるということですけれども、そういうご提案を是非伝えていただきたいということでありましたので、ご紹介いたしました。

以上です。

○小田審議官 ありがとうございます。

それでは、吉田主査、何かございますか。もうよろしゅうございますか。

○吉田主査 はい。

○小田審議官 渡邊委員も。

○渡邊委員 はい。

○小田審議官 それでは、次に水産分野に移りたいと思います。本間委員からお願いいたします。

○本間委員 新たに立ち上がった水産業分野で取りまとめを仰せつかりましたので、私のほうから、これまでの進捗状況と議論されている内容についてご紹介したいと思います。

まず先週、第1回の個別検討会を開催し基本的な考え方を併せて検討し今日に臨んでいるわけです。規制評価シートに関しましては、昨日投げたばかりで返事はまだ全然返ってきておりませんので、どういう展開になるかわかりませんが、年明けて、1月14日ごろに水産庁からの回答を待って議論し、1月20日のWGまでに更に検討を進めたいと思っております。

水産分野の主な項目ですが、大きくは4点あります。

まず、初めは「漁業法及び水産業協同組合法を科学的根拠に基づく近代法へ早期に改正」という項目を挙げておまして、これは漁業法が昭和24年、水産業協同組合法が23年と、これをベースにしている、非常に旧態然たる法律体系になっているわけです。昨今の漁業の流れで言いますと、資源管理、取締り、環境保全といったところが非常に重要なテーマになっていますけれども、それに対応するような法体系になっていないということです。それに実態として、水産資源が悪化したり過剰漁獲があるにもかかわらず、資源の回復を果たすような法体系には全くなっていないというところで、根本的にその法体系の整備が必要であるということです。ここが漁業自体の活性化を図る上でも基本であります。

規制改革の方向性ですが、水産資源の回復を最優先するような法体系に変えていく。資源管理及び取締りの制度を根本的に改めて、今、述べた漁業法と水産協同組合法の目的を水産資源の回復と保護及び持続的な利用を柱とした条文内容に改正する。そこに尽きるわけです。

基本的な方向は、水産資源を漁業者が全部自分たちのものと、私有財産のごとく考えている傾向があります。そこは基本的な国民の認識として、そうではないんだと徹底すべきです。水産資源は公共的な資産、国ないしは国民の資産であるということで、漁業権というのは、単にそこで漁獲する権利を与えられているにすぎないということの認識がないと、

様々なある種違法行為といたしますか、勘違いといたしますか、そういうものが横行することが見られますので、この法体系を変えていく上で基本的な姿勢といたしますか、考え方は、水産資源が公共的な資産であるというところをきちんと位置づけて法体系を組むことが望ましいということになります。これは非常に大きなところですがけれども、ここを基本にしていかなないと、ほかのところもなかなか変わっていかないというところがありますので、一番初めに大きく位置づけたということになります。

次に「海洋生物資源の保存・管理法（TAC法）の抜本的な改正等」という項目を挙げております。漁業のことをご存じない方はTACというのは何なんだということになりますけれども、Total Allowable Catch ということで、どれぐらい捕っていいかという総量を規制している設定があるのですが、その設定というのは、数百種に及ぶ魚のうち、わずか7魚種でしかありません。なおかつ実態的には、サンマとスケトウダラの2魚種にしか適用されていない。これをもっときちんと幅広く適用すべきだということですね。まずはそのために基本的な改正を行って、それを幅広くやっていくということと、もう一つは、TACの設定とともに、漁業の割当てをどういう形で管理していくかということで、IQとかITQといった制度が考えられて、外国では適用されている例たくさんあるわけですが、TACの設定とそれの厳守だけではなくて、そうした科学的な総漁獲量規制をきちんと導入すべきだということです。それなしでは漁業資源が管理できないということでありますので、そこをきちんと押さえるということです。

今のところはTACを30種まで幅広く設定する必要があります。

また、大型の漁船が日本の場合には、沿岸から3マイル内での操業ということでありますけれども、今や漁船の漁獲能力や装備の向上が行われているわけで、これを12マイル程度に沿岸域を拡大して操業禁止区域にすると、そういう近代的な漁業規制とすべきであるということを提言しています。

さらに指定漁業ごとの水揚げ港を80%ぐらいカバーするような全国30港のあたりに拡大するというところで活性化を図るということでもあります。

それから、我が国の周辺海域は、オホーツク海、日本海、太平洋、及び東シナ海にわたるわけですがけれども、特に東シナ海が問題でありまして、簡単に言うと無法地域になっている。国際的に管理する体制が東シナ海には存在しないのです。重要水域で国際的に漁業協力等が存在しない水域である東シナ海について、我が国がリーダーシップを持って、例えば東シナ海国際漁業協力管理機構といったものを設立して、ここの漁業資源の管理に当たるといったことが望ましいということです。したがって、そうしたことのためにリーダーシップを発揮していくということが必要であるということになります。

3点目は、先ほど農業のほうでも農協の議論がありましたけれども、それから、小松委員からの発言もありましたが「漁業協同組合経営の透明化・健全化」ということで、事業収入、つまり漁協の本来の事業としての活動による収益というのは実は赤字になっている。その他の事業収益等々で全体としてはとんとんないしは少し黒字になっているという実態

があるわけですね。その他事業の収益は実は何だかよくわからない。公表されていないんですね。漁協の事業の内容は一応開示されているところも多いわけですが、なかなかその他事業の収益のところが開示されていないという問題があって、漁協経営の実態がよくわからない。そのあたりの情報の開示、事業ごとの収支の開示といったところを求めていく必要がある。そのためには公認会計士の導入、あるいは第三者監査というところで、農業と違って事業ごとに分離ということまでは要求していませんけれども、漁協のほうがある意味で遅れているといいますか、開示、経営含めて相当に遅れているところがありますので、漁協の方はそのあたりから攻めていきたいということでもあります。

最後の4点目は、「養殖許可制度の近代化」です。養殖が非常にこれからの漁業にとって重要になってくることは、皆さんご承知のとおりですけれども、日本の養殖業においては、漁業法とか水産業協同組合法、そういうことのために新規参入が制限されていたり、経営の合理化がなかなか行われにくくて、法制度とは非常にかけ離れた養殖の実態があるわけです。これをきちんと法的に整理をして、魚種ごとに全国ベースの養殖業ごとにトータルの生産量の設定を行うべきであり、きちんとした管理と近代的な経営を養殖業に持ち込むことが非常に喫緊の課題であると思うわけです。

規制改革の方向性は、今、申し上げましたけれども、法制度の整備、漁場ごとの生産量の設定で、特に重要となってきますのは、クロマグロの養殖です。これについては、大型区画漁業権といったものの許可制度を創設し、この漁業権に関しては、従来の漁業権とは違った考え方で、従来ですと、漁協を中心として優先順位というものは設定されるわけですが、そういうものを適用せずに、経営能力に基づいて、あるいは法の遵守能力等に基づいて設定すべきだというふうに攻めていきたいと思っております。

大きく4項目については、水産業のほうは以上のとおりです。

○小田審議官 ありがとうございます。

それでは、残された時間、短いですが、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

○本間委員 あと小松委員のほうから何か補足することがありましたら。

○小松委員 まず根拠法の整理をもう一回、TAC法すなわち海洋生物資源の保存及び管理に関する法律、及び水産資源保護法が根拠法としてあげられます。地方分権一括法もあります。作業を急いだったので、これらが漏れております。

それから、実は一番大事な概念として、資源の回復、これにもっとも力を入れております。すべてのものがそういう観点で書いており、まず第1項目の法律も科学的根拠に基づく資源の回復を主眼にしております。後継者対策や経営対策、販売も重要だという人がいるのですが、私は諸外国を周ってきた経験から、すべて資源を回復すればこれらの問題も解決すると考えます。それをよく後継者が先だとか言われますが、資源が乱獲されているところに後継者はいないのでありまして、資源がないところにはまた観光ビジネスもあります。小さい魚でも需要があるから漁獲するというのは、外国の資源を回復した国から見れば笑止でありますし、築地市場に5キロ程度の小さいマグロが販売されているのも問

題です。最近のコマーシャルで小さなクロマグロを持ち上げているものもありますけれども、このような小さなマグロを宣伝に使っているのも、資源管理の啓蒙をする上で問題です。このように資源回復で柱を通しております。

それから、漁業協同組合等につきましては、事業内容を情報の開示によって明らかにすることが重要です。資源が悪化していくと、いろんなところからお金が入ってきます。これは政府の補助金であったり、補償金だったり、民間事業の補償金だったりします。それをもたらしているほうも、与えるほうも、開示してくださいという事です。この点も、原点の1つであります。

養殖は、カキ、ワカメ、ハマチ、タイ等多様ですが、まず産業的に本当に新しいビジネスモデルとして考えられるクロマグロ、すなわち既存の利権とバッティングしないクロマグロの区画漁業権のほうから新たな制度を考えたい。本来の漁業権については、資源を優先して、例えば共同漁業権、すなわち畑みたいのところですが、制度は口あき制度が中心です。漁業者はそれで資源管理を行っていると思っているのですが、そうすると、例えば秋の口あきのときにしかアワビが捕れない。どうして夏場に捕らないのか。科学的根拠に基づく資源管理になっていません。漁獲の総量規制をやっていません。オーストラリアやアメリカはアワビや伊勢エビなども総量規制をしています。沿岸漁業も科学的根拠に基づく資源管理を導入すべきです。外国は国連海洋法を批准して以来、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、ノルウェー、及びアイスランドでも資源の回復が全面的に法律に盛り込まれました。

○小田審議官 ありがとうございます。

それでは、時間が押してまいりましたので、特にご意見ございませんでしょうか。それでは、吉田主査、最後に何かございますか。

○吉田主査 今の水産の話でも出ていましたように、1つは、農林・水産業、いずれも本来産業の部分、ビジネスの部分に関しては、できるだけ規制緩和をして民間に委ねると。その中で国がやるべきこと、まさしく今、資源管理の話であるとか、農業の場合であると、逆に言うと農地の保全と流動化だろうと思うんですね。その基盤部分の国の役割と、できるだけ規制緩和して民間に任せていく部分というのは是非政府のほうでも、今までの議論ではなく、明確に区分をして、どこに力を入れるのかというところで政策は違うと思うんですね。民間の背中を押してあげる政策と、がちんと混乱を抑えて将来につながる整理をする部分と分けて是非政策議論をしていただきたいと思いますと考えています。

もう一点、これは漁協も同じだと思うんですけど、象徴的なシーンが第1クールですごい印象に残ってしまして、政務問調整の席だったと思うんですが、農業生産法人と企業は利害関係が深いので駄目だと。農協は利害関係がないという言い方をある政治家の方がされたのですが、まずそこから完全に違うと。少なくとも農業が産業でビジネスだと。農協の組合員もこれは営みとしてやっているというところで、当然、農協はそれを補完する組合員の組織ですから、本来、組合員の営利活動の充実に力を入れるべき組織ですね。そこ

を非営利と先ほど言いましたけど、これは民間とは違うのだというとらえ方をしていることで抜本的に議論が進まないというようなことがありましたので、もう一回、産業政策、地域政策、資源政策、そういったところをはっきり区分しながら、今後、我々も議論を進めていければというふうに考えています。ありがとうございます。

○小田審議官 ありがとうございます。

それでは、園田主査から、お願いいたします。

○園田政務官 ありがとうございます。本当に皆さんの今日も活発なご議論・ご審議を頂いて、農林の分野、あるいは地域活性化の分野については、大方これで検討項目がほぼ取りそろってきたのかなというふうに受けとめさせていただきました。本当にありがとうございます。その中でも、最後、吉田主査からもお話がありましたように、大きなビジョンといいますか、それをもう一度しっかりと打ち立てていかなければいけないのだというふうに私自身でとらえさせていただいたところもありますので、そういった面では、基本的な考え方も今日皆さん方にご審議を頂いたわけですが、これについては、来年、年明けにはなると思うんですけれども、そこの分科会に上げられるように、今後ともまた強いメッセージとして、この農林、地域活性化、そして水産については、今日皆さん方にご審議いただいたわけですが、検討項目についても、また今後の議論ということで深めていただければと思っておりますけれども、最終的にはこの大きな基本的な考え方のビジョンというものをきちんとこのWG、そして分科会としても打ち立てていけるように、私自身も頑張っていきたいと思っておりますので、委員の皆さん方にもさらにご審議をお願い申し上げさせていただきます、これが私の締めになるんですか。

○小田審議官 ここの。

○園田政務官 ここの締めですね。わかりました。この項目での締めとさせていただきます。本当にありがとうございます。

○小田審議官 ありがとうございます。

それでは、残った時間で、駆け足になりますが、議題4の「既定事項のフォローアップについて」、資料5について、事務局から説明をいたします。

○船矢参事官 資料5の「既定事項のフォローアップ」でございます。審議事項のご検討と併せて、既に昨年未から今年何回か行われた規制改革に関する閣議決定項目について、関係各省のその後の閣議決定を踏まえた実施状況をフォローアップしていくということも重要な柱になっておりますけれども、これについて事務局の作業として、各省に対して、今年11月30日時点での取組状況、実施状況を文書で回答を頂いたところであります。

対象はここにある項目でありますけれども、この中で事務的に淡々と処理するものもありますが、特に重要なもの、関心が高いものについては、分科会やWGの委員の方々、全員が一堂に会してということではないと思っておりますけれども、関係省からのヒアリングを1月以降実施をしたいと思っております。

具体的にどの項目を選定するか、全部はできませんので、両主査に相談して決めていた

だこうと思っております。

以上が議題4でございます。

○小田審議官 引き続き、今後のスケジュールなどの事務連絡も継続して事務局から説明いたします。

○船矢参事官 次、資料6、今後のスケジュールであります。1月に入りますと、1月20日に再度WGを開催して、まだ議論の足りなかった基本的考え方、あるいは水産業の分野を中心に議論したいと思っております、ここで一応のWGとしての締めを考えております。

分科会本体については、1月26日に予定しております、3つのWGからの報告、それで報告書の取りまとめといいますか、(案)がとれるのかどうかわかりませんが、一応ここで取りまとめをしたいと思っております。

それを受けまして、2月、3月と各省調整、政務三役での調整を経て、最後、調整がついたものについては、政府の方針として閣議決定をするとともに、報告書については、行政刷新会議へ報告をしたいと思っております。

それから、先ほどのフォローアップについては、1月以降、随時2月、3月と必要な期間に適切に行いたいと思っております。

下に(注)がありますが、これは現時点での予定でありますので、変更することもあり得ますし、1月26日に報告書取りまとめということですがちっと決まって報告書が一字一句動かないものになるのか、その後の状況を見て、3月の時点で改めて少し手直しするかというようなことはまだ流動的でございます。

以上です。

○小田審議官 ありがとうございます。

スケジュール、その他について、何かご質問ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、時間も押してまいりましたので、最後、吉田主査から何かございますか。

○吉田主査 今日のご意見を踏まえまして、基本的考え方に関する修正を事務局と相談しながらやらせていただきます。もう一つは、これは農林のほうですが、本間先生からご指摘もありましたので、もう少し短期、長期の視点も入れて、項目の区分分けをしっかりと、これも事務局と相談してやらせていただきたいと思います。

○小田審議官 それでは、最後に園田主査、ひと言ごあいさつを。

○園田政務官 本当に皆さん、今日もありがとうございます。恐らくこの農林、地域活性化、水産ということで、このWGが今後の菅政権の中においても、先ほど来申し上げておりますけれども、規制緩和といいますか、改革の方向性というものは、これから大きな柱になっていく項目の1つになります。そういった意味では、吉田主査には大変ご苦勞をおかけいたしておるところでございますけれども、委員の皆さま方のさらなる結束といいますか、それをもって改革の推進力というふうに持っていきたいと考えておりますので、是非また年明け早々にはなりますけれども、お力添えのほど、引き続きのご審議のほど、よろしく願い申し上げます、本日のお礼の言葉とさせていただきます。

ありがとうございます。

○小田審議官 ありがとうございます。